

中小企業の皆さまへ

2024

信用保証のご案内



どんな時でも安全・安心な「公的保証」

石川県信用保証協会
オリジナルキャラクター
えーるわんぽくん

あなたに寄り添う



石川県信用保証協会

ISHIKAWA GUARANTEE



ホームページ
こちらから！



友だち追加は
こちらから！



経営支援事例の
動画公開中！

石川県信用保証協会は
中小企業の皆さまが
一歩踏み出すときの
支えになります。

皆さまの長い道のりを
ともに歩み
ともに乗り越えていく
パートナーを目指します。

石川県信用保証協会の
オリジナルキャラクターが
誕生しました

事業者さまのもとへ駆けつけ、
お悩みに耳を傾けます

えーるわんぽくん

石川県信用保証協会
オリジナルキャラクター

資格

中小企業
診断士

えーるわんぽの
目標

中小企業のかかり
つけ医になれるよう
努力している

好きな食べ物

加賀野菜と
能登てまり
加能ガニ

チャーム
ポイント

大きな耳と頭の
上のアンテナ

身長・体重
75cm・75kg

“ワンポ”
中小企業の一歩を
エール
応援します！



嬉しいこと
おなかを
ナデナデして
もらうこと

弱点
しっぽを
つかまれる
こと

趣味
県内の
温泉地巡り

仲良しの友達
エクトの
うさちゃん



「能登半島地震復興対策室」を新設しました！

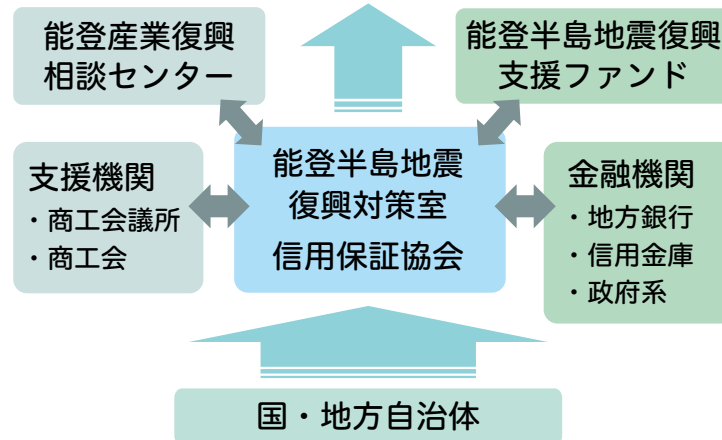
- 復興対策室を被災地支援の一次窓口とし、関係機関との調整を担います
- 中小企業診断士の有資格者が在籍し、最適な資金調達方法のご提案、最適な専門家による経営改善支援等、協会独自の伴走支援型の経営支援に努めます

能登の復興に向けて
お気軽にご相談ください！
TEL：076-222-1511



《地域総力戦による復興支援》

被災事業者（要PL改善・要BS改善）



なぜ犬？

- ・身近な存在
- ・人間に寄り添い導く
- ・耳がいい

…など、事業者さまをサポートするための特徴をもっていることから、犬をキャラクターとして取り入れました。

制作経緯・込めた思い

当協会の創立75年にあたり、保証協会をもっと身近に感じてもらいたいという思いから、将来を担う若手職員を中心とした制作チームを結成し、当協会のオリジナルキャラクター「えーるわんぽくん」が誕生しました！

古くから身近な存在として親しまれ、人間を「サポート」してきた犬をモチーフとしています。

「えーるわんぽくん」の特徴である、事業者さまの声を聴き取るための大きな耳や、気持ちを汲み取る頭のアンテナには、協会職員として「こうありたい」という思いを込めました。

これからも当協会は中小企業者の皆さまのサポート役となれるようワンチームで活動してまいります。

信用保証協会とは

「信用保証協会」は、国の法律に基づき
中小企業者の金融円滑化のため設立
された公的機関です。

47都道府県と4市（横浜市、川崎市、
名古屋市、岐阜市）にあり、各地域に
密着した業務を行っています。

目次

- ① おすすめ保証制度 P3
- ② 経営にお悩みの事業者さまへ
その道のプロ（専門家）派遣事業をご利用ください！
..... P9
- ③ 信用保証制度のしくみ P11
- ④ 信用保証協会ご利用のメリット P12
- ⑤ ご利用いただける中小企業の方 P13
- ⑥ 主な提出書類 P15
- ⑦ 許認可等を要する主な業種 P16
- ⑧ 信用保証料について P17
- ⑨ 保証枠について P19
- ⑩ お客さまのニーズにあった保証制度 P20
- ⑪ 保証申込書の書き方 P23



令和6年能登半島地震で 被害を受けた事業者さま対象 支援メニューをご利用ください

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証」

新制度

通称名：**県伴走（復興）**

R6.2.28
取扱開始

返済据置
期間

最大
5年

金利5年間 ※

0円

※6年目から年1%の金利負担が発生します

保証料
無料

**特別枠「災害関係枠」（上限2億8千万円（うち無担保8千万円））が
利用できます**

返済軽減にかかる **リスケ保証料が無料**

**罹災証明書
等が必要**

対象制度

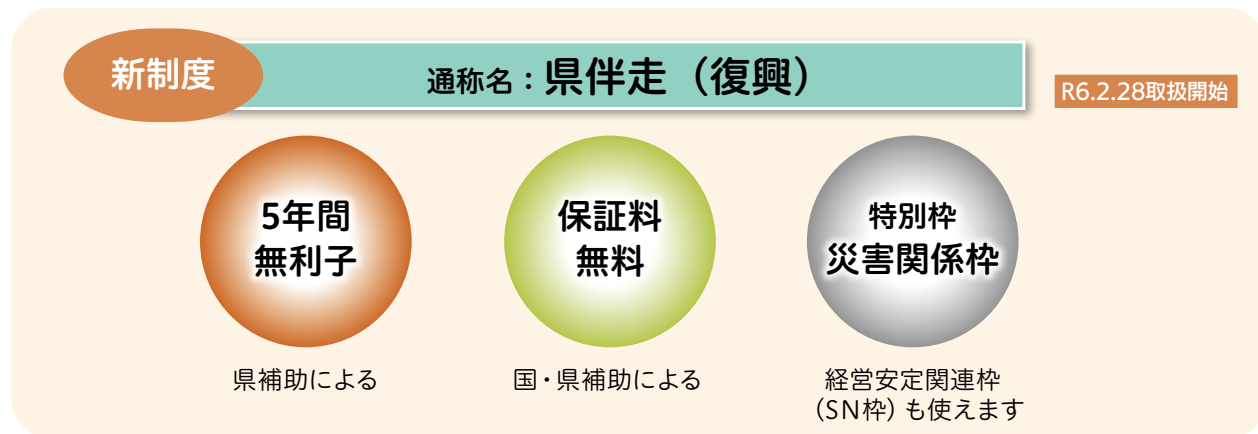
- ゼロゼロ融資 ●伴走支援制度
- 改善サポート（感染症）

申請期限 **令和6年12月まで**

1 おすすめ保証制度



1 「令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証」が創設されました



対象者

- 事業設備に係る罹災証明書等をお持ちの方（全半壊未済の場合は補助金交付決定等が必要となります）
※法律に基づく激甚災害指定を受けた地域に事務所を有している必要があります（野々市市、川北町を除く県内各市町）
※罹災証明書等は債務者名義のものに限ります
✓事業再建資金としてご利用ください
- セーフティネット4号認定をお持ちの方（R6年能登半島地震に係るもの）
✓手元資金の補填にご利用ください

特別枠災害関係枠が利用できます

経営安定関連枠（SN枠）が利用できます

限度額 1億円（既存の伴走制度通算）

資金使途 設備・運転（借換不可）

期間 10年（据置5年）

「借換資金」としての利用ができません

災害関係枠の資金使途について

災害関係枠の資金使途は「事業再建資金」に限られます。保証申込書に具体的な使途を記載してください。

〈運転資金の例〉

- ①災害により失った商品購入資金
- ②仮店舗開設資金
- ③店舗・倉庫等の倒壊による商品移動運搬費
- ④店舗・倉庫等の移転費用
- ⑤倒壊店舗・倉庫等の撤去費用
- ⑥諸経費支払いとして用意していた資金を事業再建のために使用したために枯渇した場合における補填資金

〈設備資金の例〉

- ①店舗・工場等の修繕・再建資金
- ②設備・機械等の修理・買替え資金

ポイント

既存の県伴走（物価高）は借換え資金として
新制度の県伴走（復興）は真水調達にご利用ください

2 県伴走（物価高）正式名称：物価高騰対策等総合支援特別融資保証

対象者

- セーフティネット4号認定をお持ちの方
- セーフティネット5号認定をお持ちの方
- 次のいずれかに該当する方

- (1)売上高5%以上減少
- (2)売上高総利益率5%以上減少
- (3)売上高営業利益率5%以上減少

保証料無料

限度額 1億円（既存の伴走制度通算）

資金使途 設備・運転

期間 10年（据置5年）

■ご利用の資金使途によって金利が異なります

真水のみ、またはコロナ関連制度の借換え	金利1.0%
コロナ関連制度以外の借換えを含む	期間7年超 金利1.95% 期間7年以下 金利1.85%

5年間無利子の遡及適用について

令和6年1月1日～令和6年2月27日までに保証申込した県伴走物価高および連鎖倒産・災害対策保証について、県伴走（復興）の要件を満たすことにより、**真水分に限り**、遡及して5年間無利子（県補助交付）にすることができます。

※県伴走物価高のSN5号は遡及対象外です

県伴走（物価高） （物価高騰対策等総合支援特別融資保証）						県伴走（復興） （能登半島地震災害対策融資保証）	
対象者	石川県内			災害救助法 適用地域内 野々市市、川北町を 除く石川県内	石川県内	災害救助法適用地域内 野々市市、川北町を除く石川県内	
使用する保証枠	SN		一般	災害関係	SN	災害関係	
必要書類 ※経営行動 計画の 提出猶予可能	SN4号 認定	SN5号 認定	利益率 減少要件確認書	罹災証明等	能登地震 SN4号認定	罹災証明等	罹災証明等
						設備資金に係る 補助金交付決定※	能登地震 SN4号認定
資金使途	「経営の安定に 必要な」 運転・設備		運転・設備	「事業再建の ための」 運転・設備	「経営の安定に 必要な」 運転・設備	※建物全半壊が明らかな罹災証明書または 建築士による証明があれば不要 「事業再建のための」 運転・設備	
借 換	可 能 借換ルールに注意			同一災害のみ 可 能	不 可		
限度額	1億円 国伴走や県伴走物価高など、これまでの伴走保証制度と通算						
期 間	10年以内（据置5年以内）						
利 率	1.0% コロナ以外の借換1.85% or 1.95%				1.0% 5年間事業者負担なし（県補助交付） ※6年目から事業者負担あり		
信用保証料	事業者負担無し（県補助交付）						



3 事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)感染症対応型

	事業再生計画実施関連保証	事業再生計画実施関連保証 感染症対応型
資 格 要 件	次のいずれかの計画※1に基づいて事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者 ・中小企業活性化協議会の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画 ・認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画 ・経営サポート会議※2による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画	
保証限度額	2億8,000万円 (有担保2億、無担保8,000万円。合算で2億8,000万円まで)	
保 証 期 間	15年以内	
据 置 期 間	1年以内	5年以内
金 利	金融機関所定	金融機関所定
保 証 料	0.80% (責任共有対象外は1.00%)	0.2%
連帯保証人	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取扱いが可能です)

※1 記載している以外にも、本保証制度の対象となる計画があります。なお、本制度の計画は、次の内容を満たすものまたは含むものとします。
(1)金融機関等の債権者の合意が取れているもの
(2)申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
(3)計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な計画行動
※2「経営サポート会議」とは、信用保証協会や債権者となる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する会議です。

最新情報をご確認ください

保証制度やセーフティネット保証の認定等の情報は、今後、更新される可能性があります。
最新情報は、中小企業庁や県・市町、当協会ホームページ等でご確認いただくようお願いします。

金融機関ご担当者さまへ
ご担当者さま向けの最新情報を当協会ホームページの【金融機関専用ページ】にも掲載しております。併せてご確認ください。



経営者保証の取扱いについて

信用保証利用の際、連帯保証人が必要となる場合があります。

ただし、原則として、法人代表者および実質的な経営権を持っている方以外の連帯保証人は不要です。

また、本協会は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、次の要件や法人与経営者との関係の分離状況等を踏まえて、経営者保証を不要とする取扱いを適切に実施しています。また、借換えまたは条件変更により、経営者保証を解除できる場合がございます。

金融機関連携型

申込金融機関において経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資があり、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

財務型

「財務要件型無保証人保証制度※」を利用する場合
※自己資本比率20%以上等、一定の財務要件があります。

担保型

企業または経営者本人が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

保証料上乘せによる経営者保証免除制度

①「事業者選択型経営者保証非提供制度」
②「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」
保証料率を上乘せすることで、経営者保証ガイドラインよりも緩和した要件で経営者保証を不要とできる新しいスキーム及び保証制度です。①のスキームは様々な保証制度で横断的に適用できます。②の制度はR9.3.31まで時限的に保証料の一部補助が実施されます。

R6.3.15～新制度

プロパー融資借換特別保証制度

プロパー融資における経営者保証の解除等を条件に、プロパー融資の一部に限り、保証付きへの借換ができる保証制度です。(R6.3.15～R9.3.31)

R6.3.15～新制度

「経営者保証に関するガイドライン※」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証に関する契約時および履行時等の対応について、関係者間の自主的なルールを定めたものです。

※本ガイドラインの詳細については、
日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/>) または
全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/>) の
各ホームページをご参照ください。





4 創業向け保証制度のご案内



	これから創業に着手する方 既に創業の準備を始めている方			創業済み、事業開始中の方	
制度	スタートアップ創出 促進保証	創業関連保証	県小口零細融資保証 創業者支援分	スタート mini (創業者支援カードローン 当座貸越根保証) カードローン ※ 1	創業当貸 (創業当座貸越根保証) 当座貸越
特徴	創業期にある会社の資金 調達において、経営者が 会社の連帯保証人となる 必要がありません。	創業未着手の段階から 創業後 5 年まで幅広く 使える制度です。	県の制度融資であり、 低い金利・保証料で創 業資金を調達できます。 小規模の創業におす めです。	カードローン利用によ り、スピーディーな調 達や返済が可能となる、 利便性重視の制度です。	金融機関窓口でのお手 続きが必要となります が、最大 500 万円まで 調達が可能となる制度 です。
ご利用 いただける方	創業前から 創業 5 年未満の法人	創業前から 創業後 5 年以内	創業前から 創業後 1 年未満	創業後 5 年未満	
保証限度	3,500 万円		2,000 万円	50 万円以上 300 万円まで	50 万円以上 500 万円まで
保証期間	10 年以内		運転資金 5 年以内 設備資金 7 年以内	1 年または 2 年 (当初利用より 5 年までの更新可)	
融資利率	金融機関所定		1.70% 以内 (女性・若者・シニア創業者及び 過疎地域創業者分は 1.50% 以内)	金融機関所定	
保証料率	1.00%	0.80% (責任共有対象外)	特別 0.50% (責任共有対象外) 通常 0.74% (責任共有対象外) ※ 3	0.39% ～ 1.62% (責任共有対象)	
返済方法	均等分割返済			約定返済または随時返済	
担保	徴求しない		原則として、無担保 ※ 2		
連帯保証人	徴求しない	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。			
資金使途	運転資金、設備資金 新会社設立のための資本金 (株式取得資金) は対象外			事業資金	
添付書類	・客観的着手資料…① ・「創業計画書」(スタート アップ創出促進保証制度用) …② ・「所得証明」または「源泉 徴収票」の写し ※ 4		・客観的着手資料…① ・「創業・再挑戦計画書」 …② ・「所得証明」または「源泉 徴収票」の写し ※ 4	・商工会議所または商工 会の「認定書」が必要 ・客観的着手資料…① ・客観的着手資料…①	

※ 1 スタート mini (創業者支援カードローン当座貸越根保証) と創業当貸 (創業当座貸越根保証) は併用不可となります。
※ 2 不動産取得・建物建築資金等については担保の設定をお願いする場合があります。
※ 3 保証料 0.50% の条件として、事業を営んでいない個人であることの確認のため「所得証明」または「源泉徴収票」の写しが必要です。尚、これらは「創業関連保証」では必須書類となります。
上記以外の保証料率は、通常の創業の場合で 0.74% となります。
※ 4 これから創業される方は、必要に応じ、面談審査のお願いをさせていただきます。また、創業制度の利用に際しまして、次の①②いずれかに該当する必要があります。
① 事業に「客観的に着手」している事実があること (客観的着手資料の具備)
客観的着手資料例
法人の場合：登記事項証明書
個人の場合：開業届 (開業日以降に届出たものに限る)
事業用建物の賃貸借契約等
② 「客観的に着手」の事実はないが、創業に係る具体的な計画を有すること (「計画書」の提出と面談審査が必須となります) かつ、個人の場合は融資実行日の 1 ヶ月以内、法人の場合は 2 ヶ月以内に開業する予定であること。

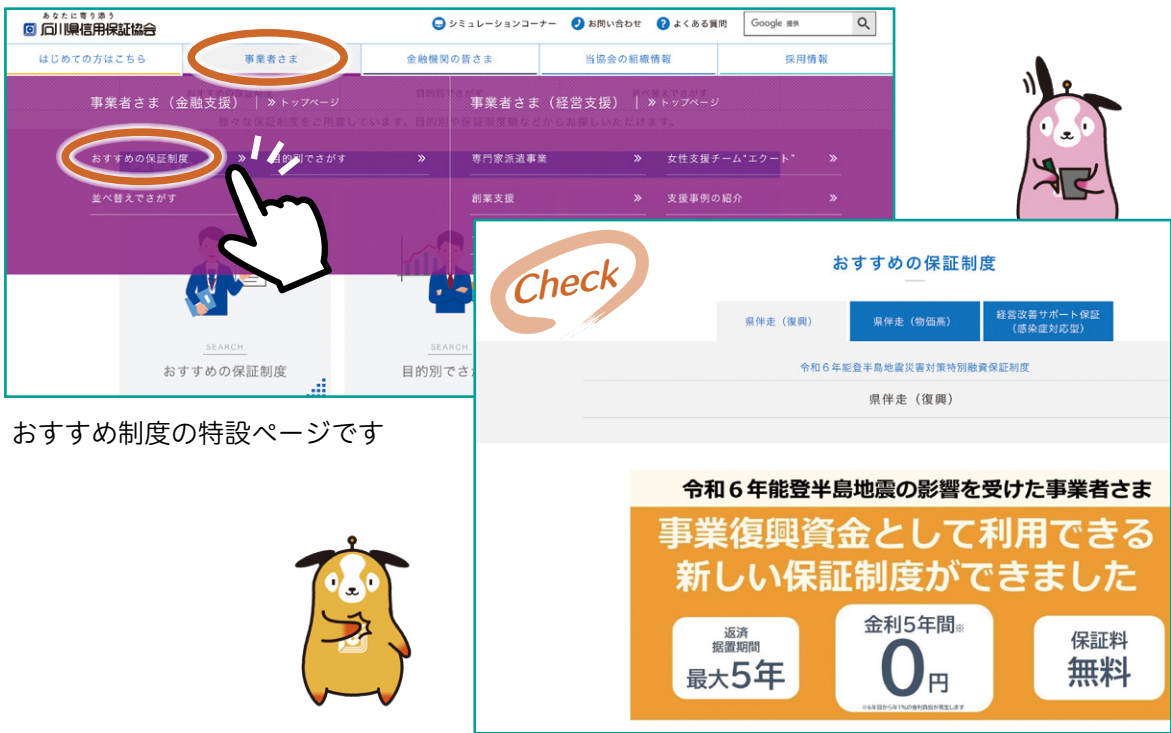
協会HPの紹介

事業者さま、金融機関担当者さまに役立つ情報を掲載しております。

よくある質問コーナー



おすすめ保証制度特設ページ



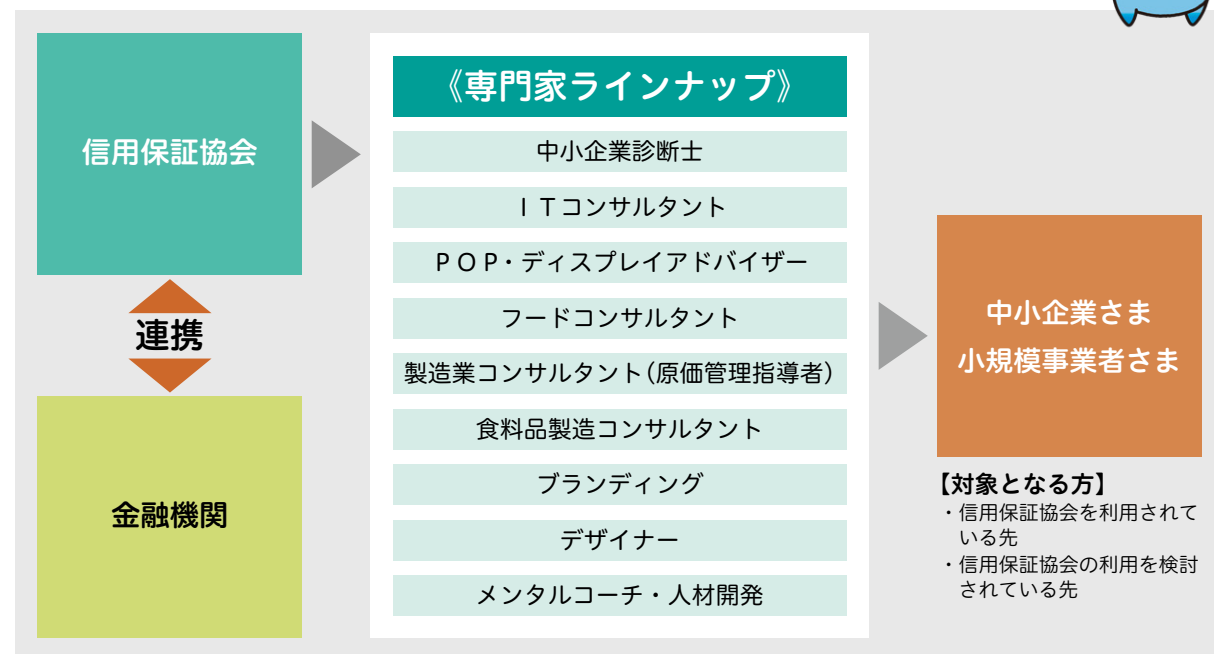
おすすめ制度の特設ページです

金融機関専用ページ

金融機関担当者の方に役立つ情報やフォーマットを掲載しております

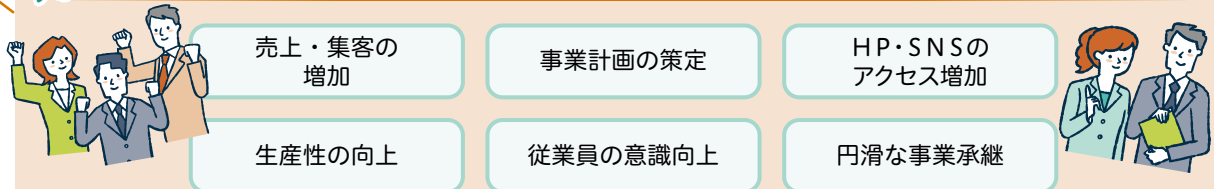
2 経営にお悩みの事業者さまへ その道のプロ(専門家)派遣事業をご利用ください!

石川県信用保証協会、金融機関、各種専門家が連携して、
事業者さまの経営上の課題解決、改善に向けた
お手伝いをいたします! (費用無料)

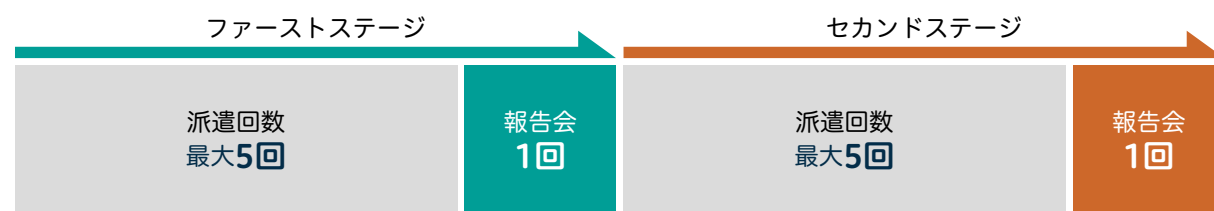


適正価格への転換
(付加価値の向上)も
サポートします

【派遣効果】



あらゆる業界の「その道のプロ」のアドバイスが
最大で12回まで無料で受けられます。
保証協会職員もお手伝いします。



創業計画作成に関するフォローもその道のプロ(専門家)派遣事業で
行っております。お気軽にご相談ください。



あなたのお悩みに合わせた
その道のプロ(専門家)と一緒にサポートします!



生産性向上させ飛躍!
その道のプロ
(専門家)派遣事例

専門家(中小企業支援、工場改
革コンサルタント)と保証協会が
サポートし、工場のレイアウト
変更や5Sに着手。

鍛冶製造業
株式会社
ふくべ鍛冶様

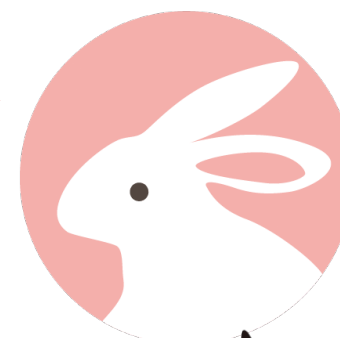


その道のプロ(専門家)派遣事業のお問い合わせは
事業部 経営支援課 TEL (076) 222-1550 まで

女性支援チーム「エクー」では、
女性経営者のお悩みに
女性職員が対応いたします

石川県信用保証協会
女性支援チーム

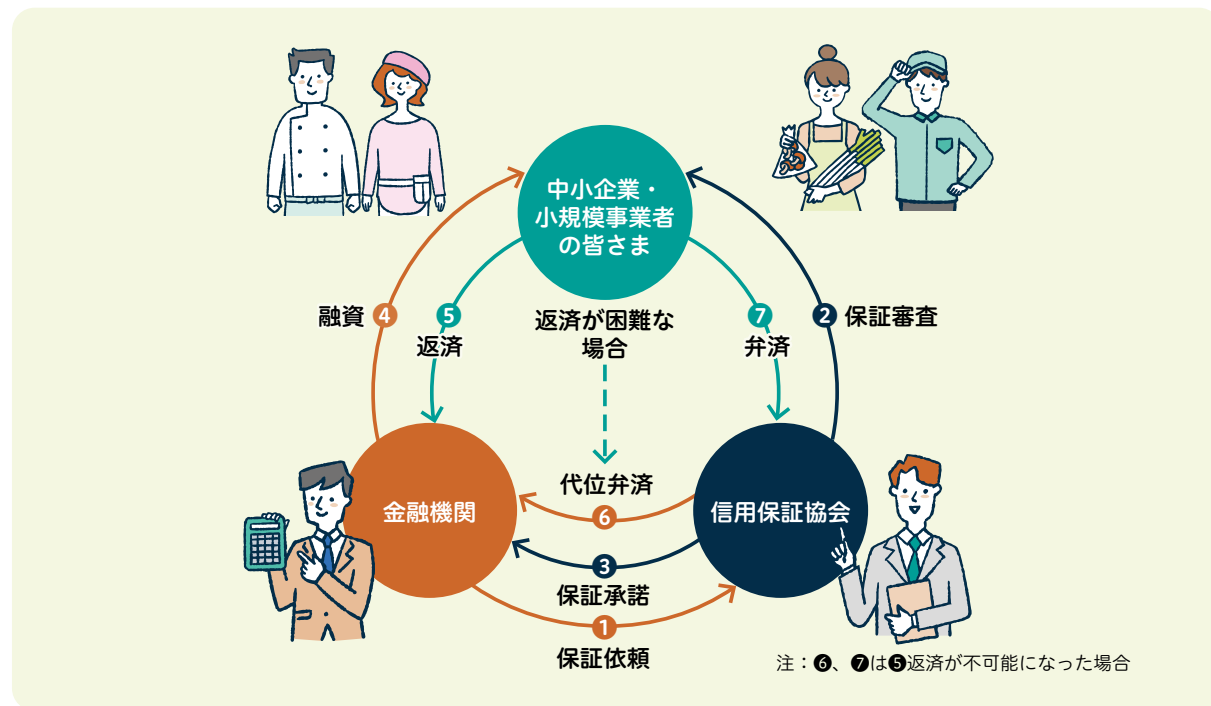
Ecoute
エクー



お問い合わせ 事業部 女性支援室 女性支援チーム「エクー」
TEL (076) 222-1550 電話受付時間 平日 9:00 ~ 17:10



3 信用保証制度のしくみ



1 保証依頼

保証の申込を受け付けします。金融機関を通じてお申し込みください。

2 保証審査

事業内容や経営計画を審査させていただきます。

3 保証承諾

保証の諾否を決定し、金融機関へ通知します。

4 融 資

保証承諾の通知を受けた金融機関が融資実行をします。
※この際、信用保証協会に所定の信用保証料を金融機関を通じてお支払いいただきます。

5 返 済

融資条件に基づき、借入金を金融機関にご返済いただきます。

■ご返済ができなくなった場合

6 代位弁済

信用保証協会がお客さまに代わり、金融機関へ返済します。
(このことを代位弁済といいます。)

7 代位弁済後の返済

代位弁済後、借入金を信用保証協会にご返済いただきます。



4 信用保証協会ご利用のメリット

メリット1

融資枠の拡大

金融機関のプロパー融資と保証付融資の併用により、融資枠の拡大を図ることができます。



メリット2

無担保でのご利用が可能

不動産担保に過度に依存しない保証の推進に努めています。



※無担保は原則として8,000万円まで
※不動産取得、建物新築資金(設備)については担保の設定をお願いする場合があります

無担保
90%超

信用保証付融資(件数)の90%以上は無担保です。

メリット3

さまざまな経営支援メニューのご利用が可能

経営課題の解決に向けた専門家派遣や各種セミナー等の経営支援を行っています。

メリット4

創業を強力に応援します

創業向けの信用保証制度の充実により、創業時はもちろん、創業後に資金が必要となった場合にも対応が可能です。

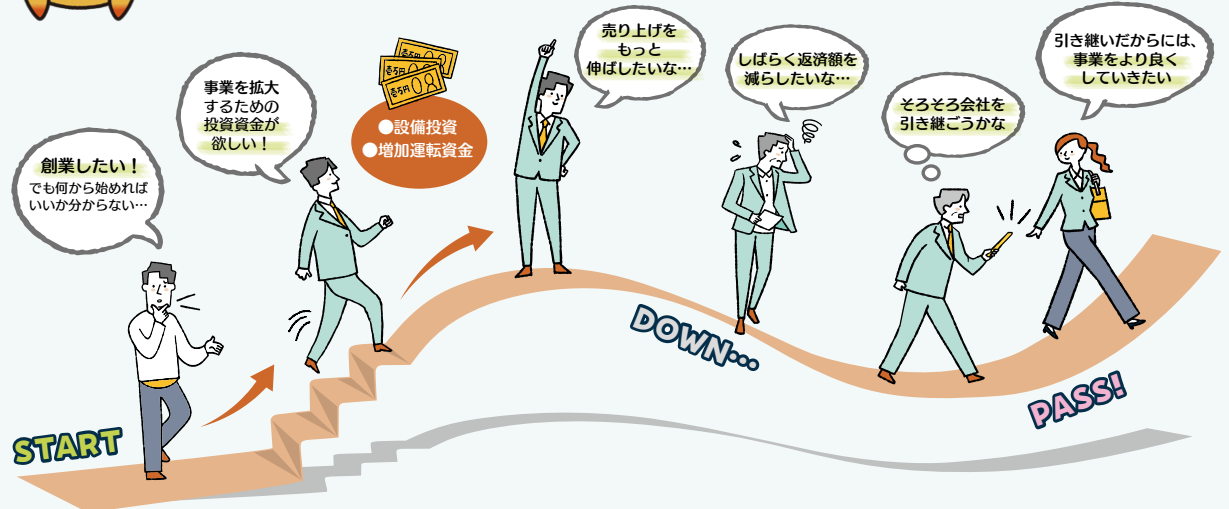
信用保証料以外の費用は一切いただきません



信用保証協会の保証により金融機関からご融資を受けられたときに、信用保証料をご負担いただきます。
信用保証料のほかは、相談料・あっせん料・用紙代など一切いただきません。



中小企業・小規模事業者の皆さまのライフステージに合わせて、様々な保証制度や経営支援メニューで事業をサポートします！



5 ご利用いただける中小企業の方

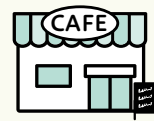


1 企業規模(資本金と従業員)

個人の方の場合は従業員数が、会社の場合は資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当していることが必要です。

小売業(飲食店を含みます。)

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
50人以下



サービス業

資本金
5,000万円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



※ソフトウェア業、情報処理サービス業は3億円以下または300人以下
旅館業は5千万円以下または200人以下

卸売業

資本金
1億円以下
または
常時使用の従業員
100人以下



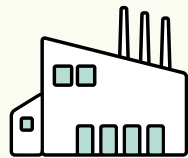
医療法人等

常時使用の従業員
300人以下



製造業(建設業、運送業、不動産業を含む)

資本金
3億円以下
または
常時使用の従業員
300人以下



※ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)は3億円以下または900人以下

(注1)「常時使用する従業員」には、全くの臨時的な従業員は含みませんが、名目は臨時雇い・パート等であっても実質的には長期継続的な雇用関係にあり事業経営上不可欠な人員は「常時使用する従業員」となります。
(注2) 兼業の場合の企業規模は、主たる事業に係る売上高又は収入等から総合的に判断して、資本金・従業員数を適用することとなります。

2 所在地、営業経歴

所在地が石川県内※にあり、客観的に事業を行っていることが明らかであればご利用いただけます。
但し、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

※ 法人の場合・・・石川県内に本店または事業所を有する法人
個人の場合・・・住居または事業所のいずれかが石川県内にある個人事業者



3 資金使途

事業経営に必要な運転資金・設備資金・運転設備資金に限られます。
生活資金・住宅資金・投機資金等、事業に直接使用されない資金はご利用いただけません。
※不動産取得・建物新築資金(設備資金)については、担保の設定をお願いする場合があります。

4 ご利用になれない方

1 ご利用になれない業種

- (1) 農林漁業(一部対象となるものがあります)
- (2) 金融・保険業(保険媒介代理業および保険サービス業は対象となります)
- (3) 風俗営業飲食店(公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの)
- (4) 「洗濯・理美容・浴場業」のうち、特殊浴場業(風俗関連営業のもの)
- (5) 「娯楽業(映画業を除く)」のうち、風俗関連営業(店舗型・無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型・無店舗型電話異性紹介営業、ラブホテル、モーテル等)
- (6) 「他に分類されないその他の事業サービス業」のうち、集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに係るものは対象となります)
- (7) 宗教、政治・経済・文化団体、公務
- (8) その他保証対象として不適当と判断される業種

2 その他ご利用になれない方

- (1) 許可等を要する事業を営む方で、許可等を受けていない方
- (2) 協会の代位弁済先で求償債務が残っている方(原則として連帯保証人を含む)
なお、「協会」には他の信用保証協会を含みます。(求償権消滅保証の対象となる方を除きます)
- (3) 銀行取引停止処分を受けている方(第1回目の不渡を出した後、取引停止処分を受けるおそれのある方を含む)
なお、法人の代表者が銀行取引停止処分(第1回目の不渡を出した後、取引停止処分を受けるおそれのある方を含む)を受けている場合、当該法人も原則として保証の対象となりません。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があった方、および内整理等の私的整理手続中の方
- (5) 協会の保証付融資について延滞、期限経過等の債務不履行がある方、並びに保証事故先および事故先の連帯保証人となっている方
- (6) 休眠会社、休眠組合
- (7) 申込みに際し、暴力的不法行為者またはいわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在している方
- (8) 原則として、税金等を滞納している方
- (9) その他信用保証協会が不適当と認めた方

6 主な提出書類



1. 申込時にご提出いただく書類

全申込必須	「信用保証委託申込書・保証人等明細」「信用保証依頼書」「申込人（企業）概要」	
	「個人情報の取扱いに関する同意書（包括同意書）」	初回申込時に必要となります。2 回目申込以降のご提出は不要です。 （従前の債権毎の同意から、お客さま毎、金融機関毎の包括同意 （初回の同意が今後発生した保証まで及ぶ同意）となります。）
	「確定申告書・決算書」写（直近 2 期分） 既にご提出済みの場合は、再度のご提出は不要です	
	「商業登記簿謄本」の写	
	「印鑑証明書」の写	初回申込時は必要となりますが、2 回目以降は原則ご提出不要です （ただし、内容に変更があった場合には、ご提出が必要です）
	「「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明」経営者保証の提供を求める場合に必要となります	

2. 業種によって

16頁記載の業種	「許認可証等」の写
建設業	「受注工事高状況表」ただし、建設業の許可を所有のお客さまは不要です

3. 制度によって

追認保証の場合	「信用調査書・誓約書・融資委員会承認通知書」
創業制度の場合	「客観的着手資料」※
特別保証（危機関連保証など）の場合	「特別保証（県または市町）に係る認定書等」
県制度融資の場合	「県制度融資（県または商工会議所、商工会等）に係る認定書等」写

※客観的着手資料例 ■法人の場合：登記事項証明書 ■個人の場合：開業届（開業日以降に届出たもの）、事業用建物の賃貸借契約書等

4. 資金使途によって

設備資金の場合	「見積書、建築確認申請書、売買契約書等」写
担保をご提供いただく場合	「不動産登記簿謄本、地図、公図、平面図、賃貸借契約書、承諾書等」写 および、「物上保証人に係る念書」「先行租税債権有無確認資料」等

5. その他（必要に応じて、ご提出をお願いすることがあります）

売上に比べ申込金額が多い場合や短期間に申込金額が多い場合等	「資金繰り表」、「残高試算表」
申込人、保証人等が成年後見制度をご利用の場合	「成年後見制度に関する届出書」
資本金等の総額が企業規模に規定する金額を超えている場合	「従業員数確認資料」
代表者または連帯保証人が外国人である場合	「外国人登録原票記載事項証明書」
私募債の申請時または必要に応じて	「納税証明書」または「納付書」

6. 融資実行後にご提出いただく書類

全申込必須	「信用保証委託契約書」	令和 3 年 7 月 1 日から委託契約成立日が「保証承諾日」から「借入日」に変更となっております。 融資実行と同時に記載願います。
-------	-------------	---

上記の他、お申し込みの内容によっては別途書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

7 許認可等を要する主な業種

協会業種	業種	主務官公署	許可等	有効期限
食料品工業	食料品製造業	県知事（保健所長）	許可	5年を下らない期間
	酒類製造業	税務署長	免許	－
	酒母・もろみ製造業	税務署長	免許	－
化学・機械工業	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業（輸入含む）	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年又は6年
	第一種高圧ガス製造業	県知事	許可	－
石油・石炭製造業	揮発油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	－
	軽油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	－
その他の工業	自動車分解整備業	地方運輸局長	認証	－
鉱業	砂利採取集	県知事	登録	－
	採石業	県知事	登録	－
建設業	建設業 ^{※1}	国土交通大臣又は県知事	許可	5年
	電気工事業	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事	登録	5年
卸売業 小売業	食料品販売業	県知事（保健所長）	許可	5年を下らない期間
	薬局	県知事	許可	6年
	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年又は6年
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	県知事	許可	6年
	医薬品販売業	県知事	許可	6年
	酒類販売業	税務署長	免許	－
	液化石油ガス販売業	経済産業大臣（経済産業局長）又は県知事	登録	－
	揮発油販売業	経済産業大臣（経済産業局長）	登録	－
	家畜商	県知事	免許	－
	古物営業	県公安委員会	許可	－
飲食店	飲食店・喫茶店	県知事（保健所長）	許可	5年を下らない期間
運送倉庫業	一般旅客自動車運送事業　うち、一般貸切旅客自動車運送事業 ^{※2}	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	－/5年 ^{※2}
	特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	－
	一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	－
	特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許可	－
サービス業	病院・診療所・助産所	県知事	許可	－
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	県知事	許可	6年
	医療機器修理業	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年
	旅館業	県知事	許可	－
	興業場（映画館・劇場）	県知事	許可	－
	浴場業	県知事	許可	－
	測量業	国土交通大臣	登録	5年
	建築士事務所	県知事	登録	5年
	有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許可	3年（更新時5年）
	労働者派遣事業	厚生労働大臣	許可	3年（更新時5年）
	一般廃棄物処理業	市町長又は県知事	許可	2年
	産業廃棄物処理業	県知事	許可	5年
	特別管理産業廃棄物処理業	県知事	許可	5年
	浄化槽清掃業	市町長	許可	概ね2年
	不動産業	宅地建物取引業	国土交通大臣又は県知事	免許

（注） 上記以外にも必要に応じて、許認可等の写しを提出していただくことがあります。
なお、風営法規制対象業種を営む場合は、同法に係る営業許可証写しの提出が必要となります。

※1 次に掲げる「軽微な建設工事」を行う方は、許可は必要はありません。
建築一式工事の場合 工事1件の請負代金が1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
建築一式工事以外の場合 工事1件の請負代金が500万円未満の工事
※2 一般貸切旅客自動車運送事業は更新制（有効期間5年）

8 信用保証料について

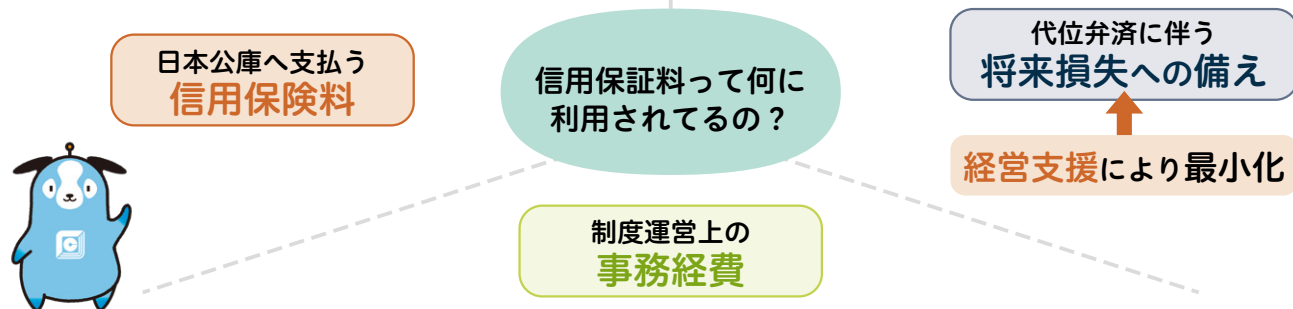


1 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証により金融機関から融資を受けられた時に、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料の他は、手数料や相談料などは一切いただきません。

「信用保証料」は、信用保証協会が日本政策金融公庫へ支払う「信用保険料」と制度運営上必要な「事務経費」、そして、代位弁済に伴う「将来損失への備え」が含まれます。

信用保証協会では、「経営支援」させていただくことで代位弁済に至らないよう努めています。



2 保証料率区分 (保証料率弾力化体系)

信用保証料の料率は、責任共有制度のもと、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として年0.45%～2.20%の範囲で下記のとおり9区分のいずれかの料率を適用します。

創業者など、貸借対照表等のない中小企業者については、区分5の料率を適用します。

きめ細やかな保証料体系で
資金調達を応援します

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(※1)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有外保証料率(※2)	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

(※1)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(※2)「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率。表示は、「信用保証料率」または「保証料率」とします。

県制度保証の保証料率については、業況の厳しい中小企業者の方にとって、過度の負担とならないように配慮し、例えば経営安定支援融資保証は年0.13%～1.19%の範囲となっております。

セーフティネット保証、追認特別小口保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度については、平均的な料率水準より割安な一律(例：0.50%、0.80%)の保証料率の適用となります。

3 保証料率の決まり方

経営状況の判定には、一般社団法人CRD協会が中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を基に開発した信用スコアリングモデル(リスク評価システム)を利用します。

中小企業の皆さまの保証申込日の直前期決算における貸借対照表および損益計算書の情報を評価し、さらに一定の要因(※)を加味し保証料が決定されます。

(※)一定の要因とは担保をいただいた場合、0.10%(県制度保証の場合0.03%)の割引を行います。
「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、0.1%の割引を行います。(一部保証制度を除きます)

4 信用保証料の計算方法

1. 一括返済の場合

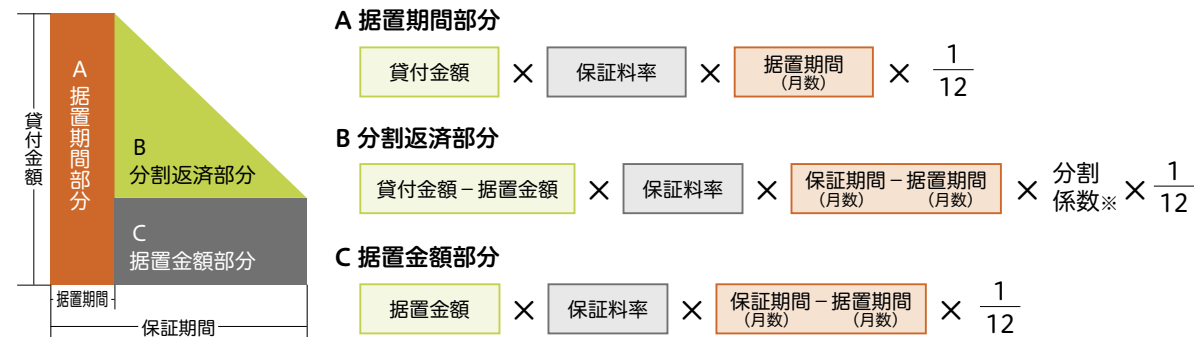
$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

2. 分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \text{分割係数} \times \frac{1}{12}$$

3. 据置期間・据置金額のある場合

次のようにA～Cに分けて計算し、その合計額となります



※分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上 6回以下	0.70	0.77
7回以上 12回以下	0.65	0.72
13回以上 24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

信用保証料簡易シミュレーション

当協会ホームページに「信用保証料計算コーナー」がございます。
概算の保証料算出にご活用ください。



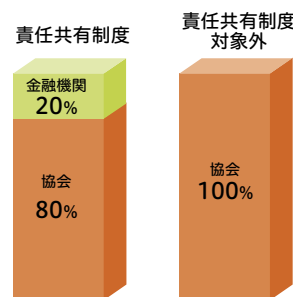
責任共有制度とは？

目的

信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の皆さまを支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。



責任共有制度対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される保証があります。

対象から除外される主な保証

- 経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 1号～4号、6号にかかる保証
- 災害関係保証
- 危機関連保証
- 創業関連保証 (再挑戦支援保証を含みます。)
- 小口零細企業保証

9 保証枠について

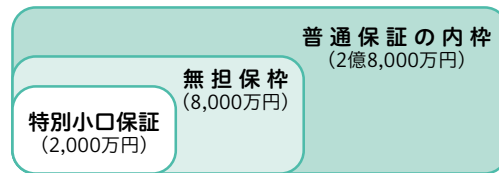


1 普通保証枠

一企業者の普通保証の限度枠

個人・会社 **2億8,000万円**
組 合 **4億8,000万円**

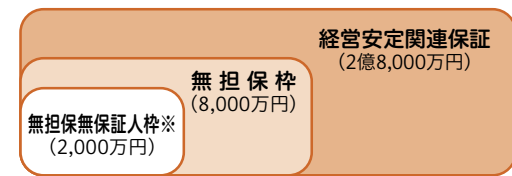
※原則として県制度保証も普通保証枠内での取扱いとなります。



2 特別保証枠

【例】経営安定関連保証の特別枠(セーフティネット保証)

個人・会社 **2億8,000万円**
組 合 **4億8,000万円**



特別保証は、国が定める特別保証制度で、利用できる中小企業者の範囲は国で指定され、資金使途にも制約があります。県制度であっても特別保証に係る認定書等を取り受け、かつ当該特別保証の趣旨に沿った県制度であれば別枠を利用できます。

※無担保無保証人枠については、特別小口保険が成立する場合に限ります。

安心のプラスワンサービス

保証協会団体信用生命保険制度(協会団信)のご案内

中小企業・小規模事業者のみならず、万が一死亡・高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、生命保険会社が支払う保険金で信用保証付き融資の残額を弁済します。

協会団信加入の諾否が保証審査に影響を与えることはありません。

申込手續については、各金融機関窓口でご相談ください。

メリット

- みなさまの事業の維持・安定とともに、ご家族の安心が図られます。
- 一般の生命保険より割安な特約料(保険料)でご利用いただけます。

加入できるかた

次のいずれかに該当し、加入申込日(告知日)現在満20歳以上満71歳未満のかた

- ① 個人事業主本人
 - ② 法人の代表者であって、信用保証付き融資の連帯保証人
- (注)代表者が複数いる場合および連帯債務者の場合は、そのうちの1名とします。

対象となる融資

次の条件を満たす信用保証付きの証書貸付

- ① 金 額 100万円以上1億円以下
- ② 期 間 1年以上
- ③ 返済方法 分割返済

(注)融資実行後の途中加入はできません。

申込書類

- 債務弁済委託契約申込書
- 協会団信申込書兼告知書
- 所定の健康診断結果証明書(申込金額が5,000万円を越える場合等)

特約料(保険料)

特約料(保険料)は債務残高をもとに計算され、協会団信申込時に登録された口座から年1回引き落としされます。



10 お客さまのニーズにあった保証制度



HPにも制度紹介ページがあります↑

オススメ!

- 低利な固定金利
- 保証料も低減

普 普通保証

一般的な事業資金から、大口・長期資金・極度内の反復継続による資金調達にご利用ください。

県 県制度保証

石川県および県内市町との連携による制度保証です。(原則として普通保証の内枠での取扱いとなります。)低利・固定の融資利率であり、保証料も軽減されております。

特 特別保証

国の施策による特別保証です。原則として普通保証とは別枠でご利用いただけます。また、保証料も軽減されております。

※各保証制度の保証人については、経営者保証を不要とする取扱いが出来る可能性があります。

創業関係

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
県 小口零細保証(創業者支援分)	2,000万円	運転設備	運転5年以内 設備7年以内	低利・固定金利	特別0.50% 通常0.74% (0.13~1.34%*)
特 創業関連保証	3,500万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.80%
特 スタートアップ創出促進保証	3,500万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	1.00%
普 創業者支援カードローン根保証「スタート mini」	300万円	運転設備	1年または2年	金融機関所定	0.39~1.62%
普 創業当座貸越根保証	500万円	運転設備	1年または2年	金融機関所定	0.39~1.62%

反復継続型 (手形貸付・当座貸付ともに更新可)

保証制度名		保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	短期継続融資保証	1,000万円	運 転	(手形貸付) 1年以内 (当座貸越) 1年または2年	金融機関所定	(手形貸付) 0.45～1.90％ (当座貸越) 0.39～1.62％
普	税理士連携短期継続保証	5,000万円		1年以内		0.45～1.90％＊ (推薦する税理士等が認定 支援機関の場合0.1％割引)
普	地域連携小口カードローン根保証 「コラボ mini」	500万円	運 転 設 備	1年または2年		0.39～1.62％
普	事業者カードローン根保証	2,000万円				0.39～1.62％＊
普	当座貸越根保証	2億8,000万円		2年以内		
普	無担保当座貸越根保証	5,000万円				

売上減少対策

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
県 経営安定支援融資保証	8,000万円	運転	7年以内	低利・固定金利	0.13~1.19%*
特 経営安定関連保証	2億8,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.70%、0.80% 特別小口0.80%

(保証料率の*は担保提供により表示の料率から更に割引となります)



経営支援型

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
特	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	2億8,000万円	事業再生計画の実施に必要な資金	15年以内	金融機関所定	責任共有制度 0.80% 責任共有制度対象外 1.00%
特	事業再生計画実施関連保証感染症 対応型(経営改善サポート保証)	2億8,000万円	事業再生計画の実施に必要な資金	15年以内	金融機関所定	0.20%
県	物価高騰対策等総合支援特別 融資保証(県伴走(物価高))	合算で1億円	運転設備	10年以内	コロナ関連の借換、真水 のみ 1.0% コロナ関連以外の借換 7年以下 1.85% 7～10年 1.95%	全額補助
県	令和6年能登半島地震災害対策 特別融資保証(県伴走(復興))		運転設備	10年以内	1.0% 5年間事業者負担なし	全額補助
特	伴走支援型特別保証		運転設備	10年以内	金融機関所定	SN保証 0.20% 一般保証0.20～1.15%

借換対応

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	無担保保証	8,000万円	運転設備	運転7年以内 (既存保証を借換する 場合は15年以内) 設備15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%
県	資金繰り支援融資保証	8,000万円	運転設備	7年以内 (実情に応じ10年以内)	低利・固定金利 (7年超変動金利)	0.70～0.80%
特	借換保証	①緊急保証の借換 ②緊急保証・安定化 以外の借換 2億8,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%＊ 経安関連0.70%、0.80% 特別小口0.80%、1.00%
	条件変更改善型借換保証※	2億8,000万円	運転設備	15年以内		0.45～1.90%＊

※認定経営革新等支援機関の支援が必要です。

小規模事業

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	無担保予約保証	短期継続融資保証×2倍	運転設備	(一括返済) 1年以内 (分割返済) 7年以内	金融機関所定	0.45～1.90%
県	追認小口保証	2,000万円	運転設備	運転5年以内 設備7年以内	低利・固定金利	0.13～1.19%＊
県	追認特別小口保証	2,000万円				0.50% NPO法人0.40%
県	小口零細保証(零細分)	2,000万円				0.13～1.34%＊ 特別小口0.50%
県	小口当座貸越根保証	500万円		1年または2年 (更新可)	低利・変動金利	0.13～1.19%＊

(保証料率の＊は担保提供により表示の料率から更に割引となります)

設備資金

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
県	地域商工業活性化保証	5,000万円	設備	15年以内	低利・固定金利 (10年超変動金利)	0.41～1.43%＊
県	経営革新等支援融資保証	2億円	運転設備	運転7年以内 設備15年以内	低利・固定金利 (10年超変動金利)	0.33～1.35%＊ 経営革新関連0.60%
県	事業転換支援融資保証	5,000万円				0.41～1.43%＊
特	経営革新関連保証	2億8,000万円	運転設備	運転7年以内 設備15年以内	金融機関所定	0.70% 特別小口0.80%

事業継承

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	事業承継サポート保証	2億8,000万円	事業承継計画 に必要な資金	15年以内	金融機関所定	1.15%＊
普	石川県事業承継特別保証	2億8,000万円	事業資金 (該当する申 込要件によっ て制約あり)	(一括返済) 1年以内 (分割返済) 10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%＊ 0.10～0.57% (中小企業活性化協議 会確認有の場合)
特	経営承継関連保証	2億8,000万円	承継に伴う 株式や事業 用資産等の 取得資金	運転10年以内 設備15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%＊ 特別小口1.00%
特	特定経営承継関連保証					0.45～1.90%＊ 特別小口0.80%

その他

■経営者保証が不要となる資金調達（一定の財務要件が必要となります）

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	財務要件型無保証人保証	2億円(有担保)	運転	(一括返済) 2年以内 (分割返済) 7年以内	金融機関所定	0.45～1.90%＊
		8,000万円(無担保)	設備	(一括返済) 2年以内 (分割返済) 10年以内		

※特定社債保証と同様の財務要件(純資産額,自己資本比率,純資産倍率,使用総資本事業利益率,インタレスト・カバレッジ・レーシオ)が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

※「財務要件型無保証人保証」に限らず、他の保証制度であっても経営者保証が不要となる取扱いがございます(7ページ参照)。

■流動資産を担保とし、事業資金の融通円滑化に

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
特	流動資産担保融資保証	2億円 保証割合80%	運転設備	1年 (個別は1年以内)	金融機関所定	0.68%

■撤退時の買掛金決済、原状復帰費用等のつなぎ資金に

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
特	自主廃業支援保証	3,000万円	撤退に必要 となる資金	1年以内 (終期は解散予定日より前)	金融機関所定	0.45～1.90%＊

(保証料率の＊は担保提供により表示の料率から更に割引となります)

主な保証制度についてご案内させていただきましたが、これらの詳細について、またこれら以外にも事業目的に沿った保証制度がございますのでお気軽にご相談ください。

申込人印は不要です。

必ずご記入ください。

法人は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。

個人事業者の方で○○商店等商号がある場合はご記入ください。

雇用形態を問わず、常時勤務している従業員数をご記入ください。

常勤役員及び家族従業員数をご記入ください。

臨時・パート等の雇用形態を問わず、全くの臨時的な従業員数のみをご記入ください。

許認可等を要する事業を行っている場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。

借入希望期間を月数でご記入ください。手形割引の場合は、手形の支払期日をご記入ください。

今回、資金が必要となった理由・背景や具体的な資金の使途等をご記入ください。また、本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、左欄の調達方法にご記入ください。

加入を希望する場合は別途「保証協会団信」申込書が必要となります。

担保に提供している場合の根拠当権極度額や抵当権債務残高の合計金額をご記入ください。

申込人及び代表者個人が不動産を所有している場合にご記入ください。

必ずご記入ください。

責任共有の対象とならない制度であることを想定して申込される場合は1に○をご記入ください。

負担金方式を選択している金融機関も部分保証制度の申込とされる場合は①に○をご記入ください。

本件の貸付で、既存の保証付き貸付を完済することによって保証料が返戻される場合があります。その場合に、返戻を希望する預金口座の種類と口座番号をご記入ください。

(既存同条件担保の場合の記入例)

条件担保番号 34567890

既存流用保証番号 012345678

極度額 50 百万円

順位 第一順位

本件優先条件

代表者の個人預金その他関係固定性預金がある場合にご記入ください。

必ず金融機関ご担当者や申込人にご確認のうえ、ご記入ください。

信用保証 依頼書

石川県信用保証協会 行

令和 ○○ 年 ○月 ○日

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度書類および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関名 支店名 石川県 金沢市 ○○町○丁目○○番地		金融機関コード 1,4,0,0-9,9,9 代理店	
代表者名 ○○信用金庫 ○○支店		電話 番号 (076) 987-0001	
支店長 □□ □□ (勘定店 △△支店)		FAX 番号 (076) 987-0002	
協会顧客番号 100012345		担当部署・担当者 ○○課 石川(直通090-0000-0001)	
フリガナ ○○ケンセツ		不在 時連絡者 ○○課 金沢(直通090-0000-0002)	
申込 人 ○○建設株式会社		事前相談受付番号	
保証 制度 (略称)		責任共有 1 無 対 象 2 ☒ (①部分保証 ②全借入)	
貸 付 金 額	① 別添 ② 別添 ③ 別添 ④ 別添 ⑤ 別添 ⑥ 別添 ⑦ 別添 ⑧ 別添 ⑨ 別添 ⑩ 別添 ⑪ 別添 ⑫ 別添 ⑬ 別添 ⑭ 別添 ⑮ 別添 ⑯ 別添 ⑰ 別添 ⑱ 別添 ⑲ 別添 ⑳ 別添 ㉑ 別添 ㉒ 別添 ㉓ 別添 ㉔ 別添 ㉕ 別添 ㉖ 別添 ㉗ 別添 ㉘ 別添 ㉙ 別添 ㉚ 別添 ㉛ 別添 ㉜ 別添 ㉝ 別添 ㉞ 別添 ㉟ 別添 ㊱ 別添 ㊲ 別添 ㊳ 別添 ㊴ 別添 ㊵ 別添 ㊶ 別添 ㊷ 別添 ㊸ 別添 ㊹ 別添 ㊺ 別添 ㊻ 別添 ㊼ 別添 ㊽ 別添 ㊾ 別添 ㊿ 別添 ㊿	貸 付 予 定 日	年 月 日
貸 付 使 途	① 運転 ② 設備 ③ 運転・設備 ④ 設備 ⑤ 当質(貸付専用型) ⑥ 当質(カードローン型) ⑦ 電子記録債権引	期 間 満 了 日	年 月 日
返 還 方 法	① 一括 ② 元金均等 ③ 元利均等(ローン) ④ 不均等 ⑤ 当質随時 ⑥ 当質約定 ⑦ 商手落ち	貸 付 利 率	1 固定 2 変動 年 ○.○ %以内
返 還 条 件	1 1か月目から 83 3か月目まで 1 4か月目まで 1 5か月目まで 1 6か月目まで 1 7か月目まで 1 8か月目まで 1 9か月目まで 1 10か月目まで 1 11か月目まで 1 12か月目まで 1 13か月目まで 1 14か月目まで 1 15か月目まで 1 16か月目まで 1 17か月目まで 1 18か月目まで 1 19か月目まで 1 20か月目まで 1 21か月目まで 1 22か月目まで 1 23か月目まで 1 24か月目まで 1 25か月目まで 1 26か月目まで 1 27か月目まで 1 28か月目まで 1 29か月目まで 1 30か月目まで 1 31か月目まで 1 32か月目まで 1 33か月目まで 1 34か月目まで 1 35か月目まで 1 36か月目まで 1 37か月目まで 1 38か月目まで 1 39か月目まで 1 40か月目まで 1 41か月目まで 1 42か月目まで 1 43か月目まで 1 44か月目まで 1 45か月目まで 1 46か月目まで 1 47か月目まで 1 48か月目まで 1 49か月目まで 1 50か月目まで 1 51か月目まで 1 52か月目まで 1 53か月目まで 1 54か月目まで 1 55か月目まで 1 56か月目まで 1 57か月目まで 1 58か月目まで 1 59か月目まで 1 60か月目まで 1 61か月目まで 1 62か月目まで 1 63か月目まで 1 64か月目まで 1 65か月目まで 1 66か月目まで 1 67か月目まで 1 68か月目まで 1 69か月目まで 1 70か月目まで 1 71か月目まで 1 72か月目まで 1 73か月目まで 1 74か月目まで 1 75か月目まで 1 76か月目まで 1 77か月目まで 1 78か月目まで 1 79か月目まで 1 80か月目まで 1 81か月目まで 1 82か月目まで 1 83か月目まで 1 84か月目まで 1 85か月目まで 1 86か月目まで 1 87か月目まで 1 88か月目まで 1 89か月目まで 1 90か月目まで 1 91か月目まで 1 92か月目まで 1 93か月目まで 1 94か月目まで 1 95か月目まで 1 96か月目まで 1 97か月目まで 1 98か月目まで 1 99か月目まで 1 100か月目まで 1 101か月目まで 1 102か月目まで 1 103か月目まで 1 104か月目まで 1 105か月目まで 1 106か月目まで 1 107か月目まで 1 108か月目まで 1 109か月目まで 1 110か月目まで 1 111か月目まで 1 112か月目まで 1 113か月目まで 1 114か月目まで 1 115か月目まで 1 116か月目まで 1 117か月目まで 1 118か月目まで 1 119か月目まで 1 120か月目まで 1 121か月目まで 1 122か月目まで 1 123か月目まで 1 124か月目まで 1 125か月目まで 1 126か月目まで 1 127か月目まで 1 128か月目まで 1 129か月目まで 1 130か月目まで 1 131か月目まで 1 132か月目まで 1 133か月目まで 1 134か月目まで 1 135か月目まで 1 136か月目まで 1 137か月目まで 1 138か月目まで 1 139か月目まで 1 140か月目まで 1 141か月目まで 1 142か月目まで 1 143か月目まで 1 144か月目まで 1 145か月目まで 1 146か月目まで 1 147か月目まで 1 148か月目まで 1 149か月目まで 1 150か月目まで 1 151か月目まで 1 152か月目まで 1 153か月目まで 1 154か月目まで 1 155か月目まで 1 156か月目まで 1 157か月目まで 1 158か月目まで 1 159か月目まで 1 160か月目まで 1 161か月目まで 1 162か月目まで 1 163か月目まで 1 164か月目まで 1 165か月目まで 1 166か月目まで 1 167か月目まで 1 168か月目まで 1 169か月目まで 1 170か月目まで 1 171か月目まで 1 172か月目まで 1 173か月目まで 1 174か月目まで 1 175か月目まで 1 176か月目まで 1 177か月目まで 1 178か月目まで 1 179か月目まで 1 180か月目まで 1 181か月目まで 1 182か月目まで 1 183か月目まで 1 184か月目まで 1 185か月目まで 1 186か月目まで 1 187か月目まで 1 188か月目まで 1 189か月目まで 1 190か月目まで 1 191か月目まで 1 192か月目まで 1 193か月目まで 1 194か月目まで 1 195か月目まで 1 196か月目まで 1 197か月目まで 1 198か月目まで 1 199か月目まで 1 200か月目まで 1 201か月目まで 1 202か月目まで 1 203か月目まで 1 204か月目まで 1 205か月目まで 1 206か月目まで 1 207か月目まで 1 208か月目まで 1 209か月目まで 1 210か月目まで 1 211か月目まで 1 212か月目まで 1 213か月目まで 1 214か月目まで 1 215か月目まで 1 216か月目まで 1 217か月目まで 1 218か月目まで 1 219か月目まで 1 220か月目まで 1 221か月目まで 1 222か月目まで 1 223か月目まで 1 224か月目まで 1 225か月目まで 1 226か月目まで 1 227か月目まで 1 228か月目まで 1 229か月目まで 1 230か月目まで 1 231か月目まで 1 232か月目まで 1 233か月目まで 1 234か月目まで 1 235か月目まで 1 236か月目まで 1 237か月目まで 1 238か月目まで 1 239か月目まで 1 240か月目まで 1 241か月目まで 1 242か月目まで 1 243か月目まで 1 244か月目まで 1 245か月目まで 1 246か月目まで 1 247か月目まで 1 248か月目まで 1 249か月目まで 1 250か月目まで 1 251か月目まで 1 252か月目まで 1 253か月目まで 1 254か月目まで 1 255か月目まで 1 256か月目まで 1 257か月目まで 1 258か月目まで 1 259か月目まで 1 260か月目まで 1 261か月目まで 1 262か月目まで 1 263か月目まで 1 264か月目まで 1 265か月目まで 1 266か月目まで 1 267か月目まで 1 268か月目まで 1 269か月目まで 1 270か月目まで 1 271か月目まで 1 272か月目まで 1 273か月目まで 1 274か月目まで 1 275か月目まで 1 276か月目まで 1 277か月目まで 1 278か月目まで 1 279か月目まで 1 280か月目まで 1 281か月目まで 1 282か月目まで 1 283か月目まで 1 284か月目まで 1 285か月目まで 1 286か月目まで 1 287か月目まで 1 288か月目まで 1 289か月目まで 1 290か月目まで 1 291か月目まで 1 292か月目まで 1 293か月目まで 1 294か月目まで 1 295か月目まで 1 296か月目まで 1 297か月目まで 1 298か月目まで 1 299か月目まで 1 300か月目まで 1 301か月目まで 1 302か月目まで 1 303か月目まで 1 304か月目まで 1 305か月目まで 1 306か月目まで 1 307か月目まで 1 308か月目まで 1 309か月目まで 1 310か月目まで 1 311か月目まで 1 312か月目まで 1 313か月目まで 1 314か月目まで 1 315か月目まで 1 316か月目まで 1 317か月目まで 1 318か月目まで 1 319か月目まで 1 320か月目まで 1 321か月目まで 1 322か月目まで 1 323か月目まで 1 324か月目まで		



ご相談・お問い合わせの窓口

事業部

保証課

TEL 076-222-1522

FAX 076-222-1514

保証申込のご相談、保証枠紹介、保証審査、保証条件の変更、期中管理を担当しております。

経営支援課

TEL 076-222-1550

FAX 076-222-1519

創業支援・経営支援・再生支援のご相談、保証審査を担当しております。

総務企画部

企画課

TEL 076-222-1511

FAX 076-222-1524

広報物や統計資料等の作成を担当しております。

コンプライアンス統括室

TEL 076-222-1511

FAX 076-222-1524

コンプライアンス、苦情相談等



事業者さまを対象としたお悩み相談のお申し込みがWEBからできるようになりました。

WEB相談受付フォームはコチラ →



あなたに寄り添う

石川県信用保証協会

〒920-0918 金沢市尾山町9番25号
<https://www.cgc-ishikawa.or.jp/>

